

## 介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰実施要領

### 1 目的

本表彰は、多年にわたり介護老人保健施設関係事業の発展向上に貢献し、老人保健福祉行政の推進に顕著な功績があった者に対して、厚生労働大臣がその功績をたたえ、その功労に報いるとともに老人保健福祉行政の推進に寄与することを目的とする。

### 2 推薦基準

#### (1) 表彰対象者について

表彰の対象者は、介護老人保健施設関係事業の発展向上に顕著な功績があった者であって、原則として、介護老人保健施設関係事業に関する功績により、都道府県知事又は公益社団法人全国老人保健施設協会会長の表彰を受けた者であって、以下に該当する者とする。

#### 【施設の長】

以下の①、②、③を全て満たす者を表彰の対象者とする。

- ① 介護老人保健施設の長として、原則20年以上の者。
- ② 介護老人保健施設の長として、現に在職している者。
- ③ 当該年4月1日現在で50歳以上の者。

※ なお、上記①については、複数の介護老人保健施設の長として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して20年以上となるときは可とする。

上記①に該当しない場合であっても、以下のア又はイのいずれかを満たす場合については、表彰の対象とする。

ア 介護老人保健施設の長として、おおむね10年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴と通算して20年以上となる者。

イ 介護老人保健施設の長として、おおむね10年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設の従事者（各職種）としての経歴と通算して15年以上となり、これに加えて、介護老人保健施設以外の、保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して20年以上となる者。

#### 【従事者】

以下の①、②、③を全て満たす者を表彰の対象者とする。

- ① 介護老人保健施設の従事者として、原則20年以上の者。

- ② 介護老人保健施設の従事者として、現に在職している者。
- ③ 当該年4月1日現在で45歳以上の者。

※ なお、上記①については、複数の介護老人保健施設の従事者として在職した経歴を有する場合は、その年数を通算して20年以上となるときは可とする。

上記①に該当しない場合であっても、以下の場合については、表彰の対象とする。

介護老人保健施設の従事者（各職種）として、15年以上の経歴を有する者であって、介護老人保健施設以外の保健衛生施設、医療施設及び社会福祉施設の従事者（各職種）としての経歴を通算して20年以上となる者。

#### 【団体役員】

以下の①、②、③を全て満たす者を表彰の対象者とする。

- ① 役員として、従事年数が10年以上の者。
- ② 現に役員として在職している者。
- ③ 当該年4月1日現在で50歳以上の者。

※ 役員とは、公益社団法人全国老人保健施設協会の定款で規定された役職（役員職）であって、会長、副会長、常務理事及び理事とする（参与、顧問は含まない。）。

#### (2) 推薦人員について

原則、以下の表のとおりとする。

なお、団体役員 of 推薦にあつては、中央推薦に限ることとし、公益社団法人全国老人保健施設協会の表彰審査会を経て、推薦を行うこと。

	都道府県・指定都市・中核市	中央推薦
団体役員	—	1名
施設の長	1名	5名
従事者	2名	10名

#### (3) その他

春秋叙勲による勲章を受章した者及び同一の事由で褒章条例に基づく褒章を受章した者、同一な功績での大臣表彰を受けた者を除く。

#### 3 被表彰候補者の推薦

各都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長及び公益社団法人全国老人保健施設協会会長は、2の表彰対象者に該当するものの中から候補者を推薦するものとする。

#### 4 被表彰者の選考

被表彰者は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省内に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定する。

5 選考委員会

老健局長、大臣官房審議官（老健担当）  
老健局総務課長、老健局老人保健課長  
大臣官房人事課長、大臣官房総務課長

6 表彰の時期

- （1）表彰は、厚生労働大臣の表彰状を贈呈して行うものとする。
- （2）表彰は、毎年別に定める日に実施するものとする。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、老健局老人保健課において行う。